

令和2年(行ウ)第54号 託送料金認可取消請求事件

原告 一般社団法人グリーンコープでんき

被告 国

(処分行政庁 経済産業大臣)

準備書面 3

令和3年12月6日

福岡地方裁判所第1民事部合議A係 御中

原告訴訟代理人弁護士 小 島 延 夫



同 代理人弁護士 北 古 賀 康 博



同 代理人弁護士 篠 木 潔



同 代理人弁護士 馬 場 勝



原告は、被告の令和3年9月6日付け第4準備書面について、下記の通り、反論する。

記

第1 本件の争点は本件算定規則4条2項の定めが法18条1項の委任の範囲内かどうかにかんするものではないこと

1 被告の主張

被告は「本件の争点は、賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金を営業費の算定に含めた本件算定規則4条2項が、法の委任の範囲内かどうか

に尽きる」旨主張する（令和3年9月6日付け第4準備書面4頁）。

2 本件の争点は、単に本件算定規則4条2項が法の委任の範囲内かどうかにか
尽きるものではなく、被告の主張の整理は、まったく不適切で、明らかに誤
るものであること

しかし、すでに、原告が令和3年6月25日付け準備書面1の「第3」で
指摘しているように、そもそも、本件施行規則45条の21の3第1項の定
め以外に「賠償負担金」が何かを規定する法令上の定めはなく、本件施行規
則45条の21の2第1項の定め以外に「賠償負担金」の回収義務を定める
ものもない。同様に、本件施行規則45条の21の6第1項の定め以外に「廢
炉円滑化負担金」が何かを規定する法令上の定めはなく、本件施行規則45
条の21の5第1項の定め以外に「廢炉円滑化負担金」の回収義務を定める
ものもない。

本件施行規則45条の21の3第1項の定めなくして、「賠償負担金」の
定義すらないのである。同様に、本件施行規則45条の21の6第1項の定
めなくして、「廢炉円滑化負担金」の定義すらないのである。そして、本件
施行規則45条の21の2第1項がなければ、一般送配電事業者の「賠償負
担金」の回収義務はないし、本件施行規則45条の21の5第1項の定め以
外に一般送配電事業者の「廢炉円滑化負担金」の回収義務はない。

このように、本件の争点の第一は、一般送配電事業者は接続供給の相手方
(託送受給者)から「賠償負担金」(本件施行規則45条の21の2第1項)
及び「廢炉円滑化負担金」(本件施行規則45条の21の5第1項)を回収
しなければならないとされ、接続供給の相手方(託送受給者)がその支払い
義務を負うに至ったことが、法の委任に基づくものかどうかという点、すな
わち、「法に、一般送配電事業者に対し接続供給の相手方が賠償負担金及び
廢炉円滑化負担金を支払うべき規定がなく、本件各省令が憲法41条に違反
する」のかどうかという点である。

本件の争点は、単に本件算定規則4条2項が法の委任の範囲内かどうかにか

尽きるものではなく、被告の「本件の争点は、本件算定規則4条2項の定めが法18条1項の委任の範囲内かどうかには尽きる」だとする主張の整理は、まったく不適切で、明らかに誤るものである。

なお、被告は、「法に、一般送配電事業者に対し接続供給の相手方が賠償負担金及び廃炉円滑化負担金を支払うべき規定がなく、本件各省令が憲法41条に違反する」との点について、具体的な反論をしていない。それからすれば、その余の点を論じるまでもなく、本件処分は違法であると言わざるを得ない。

第2 本件変更認可処分により、小売電気事業者に賠償負担金と廃炉円滑化負担金を支払うべき義務が課されること

1 被告の主張

被告は「本件変更認可処分の法的効果は、一般送配電事業者に対し、認可された託送供給等約款で託送供給を行うことができる地位を与えるにとどまり、接続供給の相手方である小売電気事業者に対して何らかの法的効果を直接的に及ぼすものではない」旨主張する（令和3年9月6日付け第4準備書面7頁）。

2 託送供給契約の相手方である小売電気事業者は、託送供給等約款の変更認可処分がなされることによって必然的に賠償負担金と廃炉円滑化負担金を支払うべき義務が課されるのであって、被告のこの点の主張も誤っていること

(1) しかしながら、令和3年9月6日付け準備書面2の8頁などで述べたように、経済産業大臣の認可があった時点で託送供給等約款の変更認可の効果が発生し、当該一般送配電事業者と託送供給契約の相手方との間で従前から託送供給契約を締結していたときは変更後の託送供給等約款が直ちに適用されるのであるから、託送供給契約の相手方である小売電気事業者は、託送供給等約款の変更認可処分がなされることによって必然的に賠償負担

金と廃炉円滑化負担金を課せられる地位に立たされるものである。

(2) また、当該被告の主張は「回収しなければならない」という本件施行規則の文言からあまりにかけ離れた解釈を採るものであって、法解釈上も到底採り得るものではない。

(3) さらに、被告は、「賠償負担金相当金や廃炉円滑化負担金相当金は、全ての需要家が負担すべき費用であるとの理解の下、託送原価に計上される仕組みとされた」旨を主張し（令和3年3月31日付け第1準備書面49頁）、託送制度の下では賠償負担金や廃炉円滑化負担金は需要家である国民が公平に負担していくものとしてきた。この前提からすると、被告は、一般送配電事業者が賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金を接続供給の相手方から回収する必要があるものとして制度を設けたのである。

今回の被告の主張はそれとも矛盾する。

(4) 加えて、被告自身も、これまで一般送配電事業者に賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金の回収義務があると考えていた。すなわち、本訴提起前である令和2年1月16日や同年7月15日など計4回にわたり原告が経済産業省に託送料金に関する説明を聞きに行った際、経済産業省の担当者は「賠償負担金は必ず託送料金の原価に含めて回収していくことが前提となる」（令和2年1月16日）、「一般送配電事業者には請求、回収しない自由はない」（令和2年1月16日）、「額の申請があつて、私どもが通知をしたら回収プロセスはしなければならない。そこはしないところから指導させていただくことになる。」（令和2年7月15日）旨の説明をしていたのであり、被告としても一般送配電事業者に賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金の回収義務があると考えていたものである。

3 小括

以上より、本件変更認可処分により、小売電気事業者に賠償負担金と廃炉円滑化負担金を支払うべき義務が課されるといえる。

第3 本件施行規則に、「第5節の2 賠償負担金の回収等」という節を設け、その節中に、45条の21の2を設け、その第1項において、一般送配電事業者は接続供給の相手方（託送受給者）から賠償負担金を回収しなければならないと定めた規定、及び、「第5節の3 廃炉円滑化負担金の回収等」という節を設け、その節中に、45条の21の5を設け、その第1項において、廃炉円滑化負担金を回収しなければならないと定めた規定は、いずれも、新たに義務を課すものでありながら、法律の委任に基づくものではないので、違法であること

前述したように、本件の争点の第一は、一般送配電事業者は接続供給の相手方（託送受給者）から「賠償負担金」（本件施行規則45条の21の2第1項）及び「廃炉円滑化負担金」（本件施行規則45条の21の5第1項）を回収しなければならないとされ、接続供給の相手方（託送受給者）がその支払い義務を負うに至ったことが、法の委任に基づくものかどうかという点である。

この点、すでに、訴状において指摘したように、被告は、平成29年（2017年）9月28日に電気事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年経済産業省令第50号）（「本件省令」）を制定し、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）（「本件施行規則」）を改正し、そこで、本件施行規則において、「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」の定義をし、かつ、「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」を一般送配電事業者は接続供給の相手方（託送受給者）から回収しなければならないと定めた。

そこで特筆すべき点は、本件施行規則の「第2章 電気事業」の「第2節 一般送配電事業」の中において、「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」を規定しなかった点である。

被告は、本件施行規則の「第2章 電気事業」の「第5節 発電事業」の

次に、「第5節の2 賠償負担金の回収等」、「第5節の3 廃炉円滑化負担金の回収等」という節を新たに設け、その中において、「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」の定義をし（本件施行規則45条の21の3第1項及び本件施行規則45条の21の6第1項）、かつ、一般送配電事業者は「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」を接続供給の相手方（託送受給者）から回収しなければならない（本件施行規則45条の21の2第1項及び本件施行規則45条の21の5第1項）と定めた。しかも、「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」は、一般送配電事業者が回収するものの、そのまま、原子力発電事業者に渡されるのである。

一般送配電事業とは無関係の、発電事業に関連するものとして、「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」を定義し、その回収義務＝接続供給の相手方（託送受給者）の支払義務を定めたのである。

明らかに、本件省令により、新しい費用科目を創設し、それを、原子力発電事業者に対し、接続供給の相手方（託送受給者）が（一般送配電事業者を經由して）支払うべきとする制度が作られたのである。

これらは、接続供給の相手方（託送受給者）に、賠償負担金の支払い義務及び廃炉円滑化負担金の支払い義務を課すものであるから、法規命令である。

しかし、その支払い義務を課すことを委任する規定は、本件規則への権限を委任する法律である電気事業法には、存在しない。

したがって、その点で、これらの本件省令の規定は、憲法41条に違反し、違憲であり、無効である。

この点について、被告は具体的な反論をしていない。したがって、その余の点を論じるまでもなく、本件処分は違法である。

第4 本件算定規則4条2項が法の委任の範囲を超えていること

1 被告の主張

被告は、①電気事業法18条1項等が託送供給等の供給条件の細目につい

て特段の規定をしておらず、電気事業法は託送供給等の供給条件に関する細目事項の制定を経済産業大臣の専門的・技術的な裁量判断に委ねたこと、②賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金を託送供給等の供給条件の一つである料金の構成要素たる営業費の算定に含めることとした委任命令である本件算定規則4条2項は授權法全体の趣旨、目的及び仕組みに合致すること、③託送供給等の料金の細目を定める本件算定規則4条によって制限されるのは一般送配電事業者の自由な料金設定であり、小売電気事業者の権利・利益を直接制限するものではないことを理由に、「本件算定規則4条2項の規定が法の委任の範囲内にある」旨、主張する（令和3年9月6日付け第4準備書面10頁以下）。

2 被告の主張の誤り

(1) しかしながら、令和3年6月25日付け準備書面1の2頁で述べたように、営業費や事業報酬、控除収益はいずれもその概念が明確であって専門的・技術的知見が入り込む余地はないし、接続供給料金に含めてコスト回収すべき設備や関連するサービスは具体的かつ明確に特定されなければならないのであるから（乙第57号証の15頁）、そこに経済産業大臣の裁量などはない。

(2) また、競争を通じて電気事業の効率化を図り、電気料金の引き下げを目的として平成28年4月に小売電気事業が全面自由化されて以降は、一般送配電事業を営むために必要な費用以外のものを託送料金の原価に含ませることはできなくなったというべきである。

(3) さらに、託送料金の原価に公益的課題に要する費用を含むことができるとしても、託送料金で回収できるのはあくまで「託送業務に係る費用」に限定されているのであって（乙第58号証の37頁）、公益的課題に要する費用であれば無限定に含められるものでもない。

そして、本件算定規則4条1項では、役員給与や燃料費、修繕費など、いわゆる一般送配電事業を営むために必要な費用、託送業務に係る費用が

規定されているのに対し、本件で問題となっている賠償負担金及び廃炉円滑化負担金はどのように考えても一般送配電事業を営むための費用、託送業務に係る費用に該当するものではない。

(4) したがって、一般送配電事業を営むための費用、託送業務に係る費用に該当しない賠償負担金及び廃炉円滑化負担金を「営業費として算定しなければならない」とする本件算定規則4条2項の規定は、法の委任の範囲を超えるものというべきである。

3 民主主義が採られている我が国においては、大臣の諮問機関に過ぎない総合資源エネルギー調査会基本政策分科会の下に設置された小委員会である貫徹小委員会にて託送原価に関する考え方が整理されたことが、国民の権利を制限し、義務を課す根拠となるものではないこと

ところで、被告は平成29年2月に総合資源エネルギー調査会基本政策分科会の下に設置された小委員会である貫徹小委員会にて託送原価に関する考え方が整理されたことをもって、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金を託送料金の原価に算入できることの根拠としているようである（令和3年9月6日付け第4準備書面25頁以下）。

しかし、民主主義が採られている我が国においては、国が国民の権利を制限し、義務を課すためには法律の根拠によらなければならないところ、前記貫徹小委員会はいくまで諮問機関にすぎないため、そこで託送原価に関する考え方が整理されたからといって、直ちに国民の権利を制限し、義務を課す根拠となるものではない。賠償負担金及び廃炉円滑化負担金を託送料金の営業費として算定するのであれば、法律の制定若しくは改正手続きを経なければならないことは当然である。

4 本件算定規則の規定によって、小売電気事業者の権利・利益が制限されていること

なお、被告はここでも「託送供給等の料金の細目を定める本件算定規則4条によって制限されるのは一般送配電事業者の自由な料金設定であり、小売

電気事業者の権利・利益を直接制限するものではない」旨の主張を繰り返しているが、前述したように、託送供給等約款の変更認可処分がなされることによって小売電気事業者は必然的に賠償負担金と廃炉円滑化負担金を課せられる地位に立たされるのであるから、本件算定規則4条によって小売電気事業者の権利・利益が制限されていることは明白である。

以 上